

パーソンズにおける「集合体」の概念

— その概念の多義性について —

清 水 盛 光

集合体 (collectivity) はパーソンズによって、かれの社会理論におけるもっとも重要な構造的要素の一つとされているものであるが、その概念規定はかならずしも、明瞭であるとはいえない。というよりも、その概念は多義的であって、説明に明快さを欠き、かれの真意を捕捉するのに困難を感じる。わたくしはかつて種々の集団概念の比較を試みた際に、パーソンズの集合体を集団に近いものと見て、かれを集団概念の規定における共同関係説に属する者の一人として挙げたことがあるが、¹⁾しかし、これはパーソンズの集合体概念の規定のなかから、とくに共同関係説的な内容をもつと思われるものを取り出したため、パーソンズにはなおそれ以外に、これと異なる集合体概念の規定が少なくとも二つみられ、しかもそれらの異なる規定が、無造作に繰り返されている。ここでは共同関係説的な内容をもつと思われるものをも含めた、パーソンズのさまざまな集合体の概念を比較してみたいと思う。

(一)

パーソンズの集合体概念の規定と考えられるもののうちでその説明のもっとも詳しいのは、『行為の一般理論を旨として』のなかに載せられた、シールズとの共同論文第四章の始めの方にある以下の文である。「具体的な社会体系は、共同の価値体系をともなう二人、またはそれより多い個人的行為者の単なる相互作用以上のものである。社会体系は集合的行為者を生み、またしばしば社会体系自体が集合的行為者になるが、それは個人的成員が、分有された集合目標 (collective goal) の達成のために成員相互の間でか、もしくは他の社会体系の成員との間で相互作用をいとなむという意味においてである。われわれのいう集合目標

は、(一)権威の正当な地位にあって行為する者によって定められながら、この特定の行為者にとつとともに、それ以外の成員にとつても満足をふくむと期待される目標であるか、それとも(二)特に権威によって定められることなくして、しかも成員たちの満足の容器という点では同じ内容をもつ目標であるかの、いずれかである。これに対して分有された集合目標は、上の文において述べられた内容をもちながら、さらに相互作用の同一の体系内にある複数の人々によって同時的に追求されるという性質をもつ目標をさす。そして集合的な目標という性質と、分有された目標という性質と、体系を構成する役割的任務によって限界づけられた境界をともなう、相互作用の単一の体系であるという性質の三つの性質をもつ社会体系が、集合体である」。²⁾すなわち、その定立者が誰れであっても、とにかくその実現によって体系内のすべての成員に同じ満足をもたらすと考えられる集合目標が、それらの人々によって現実に追求され、しかもその目標を追求する人々の活動が、それらの人々の義務としてもつ役割に規定された相互作用の一つの体系をなすときに、相互作用のその体系は集合体を構成するというのであって、この場合の人々の行為はパーソンズによって、「一致した行為」 (action in concert) とよばれた。

社会体系は、複数行為者の相互作用の体系であるというパーソンズのしばしば繰り返す規定にしたがえば、³⁾集合体を構成する相互作用の体系は明らかに社会体系であり、集合体はこの意味で一つの社会体系であるが、しかし集合体の内容をなす社会体系は、パーソンズの既述の規定にしたがうかぎり、その成員による集合目標の分有と同時追求とに結びつき、かつそれに規制されつつ成立する社会体系である点で、そのような目標の欠

如するところに考えられた、単なる相互作用の体系としての社会体系とは区別される。パーソンズがさきに挙げた文のなかで、集合体をなす社会体系を諸個人のたんなる相互作用以上のものであるといったとき、かれはすでにこれによって、相互作用以上の要素が集合体にあることを明らかにしたのである。また別の著書でかれが、集合体は社会体系の特殊な型であるといい、さらに社会体系が一般的な概念であるのに対して、集合体はそれよりも特殊な概念であるといっているのも、⁴⁾ 多分同じ事実を指したものであろう。したがってここでのパーソンズの立場は疑いもなく、集合体は一つの社会体系であるが、すべての社会体系が集合体なのではないと見る立場であり、集合体をこの意味で他の社会体系と区別するものが、集合目標の存在とその追求ということであった。そしてその場合にパーソンズが、集合体と異なる社会体系としてそれと区別したのは、実は、後でも述べるように個人目標達成のための相互作用の体系、すなわち個人的関心の追求にもとづく相互作用の体系であって、社会体系を意味するパーソンズの相互作用の体系は、集合目標でなく、個人目標のみのあるところにも成立し、かれのいう社会体系はこの点で、目標の種類を異にする二種の相互作用の体系を含んでいるのである。

ところで重要なことは、上に述べたパーソンズの集合体概念の規定の注に、「集合体は、その諸成員が共同の価値体系との統合を実現している状態と定義されうる。ここでいう統合は、集合体の諸成員が適切な環境のもとで分有された価値の防衛のために行為することを意味する」と見え、⁵⁾ 同じ集合体について、本文に記されたものとは異なる内容の規定が行なわれていることである。

上の文にある共同の価値体系は元来、パーソンズによって、社会体系の成立のために、別の言葉でいえば相互作用の体系化のために、不可欠の要素とされているものであった。任意に行なわれる相互作用は、なお体系ではない。相互作用が一つの体系を構成しうるためには、その相互作用は安定し、調和をたもち、均衡の状態を実現していなければならない。そして相互作用にそのような状態をあたえ、また相互作用をそのような状態で持続させるのが、共同価値の体系の存在である。⁶⁾

もしそうであれば、集合体のうちにある相互作用の体系、すなわち集合体としての社会体系の成立と持続も、共同価値の存在を離れることができない。すなわち、集合体と区別される相互作用の体系が共同価値の地盤の上に成立するのと同様に、集合体も相互作用の体系として、共同価値の地盤の上にのみ成立する。共同価値はすべての相互作用の体系化の原因であり、基礎であり、またその前提条件である。したがって集合体が相互作用の体系の一種類として共同価値を欠きえないにしても、その集合体を集合目標の存在によって定義することと、それを、集合体をもふくめた相互作用の体系一般の地盤としての意味をもつに過ぎない共同価値の存在のみによって定義することとは、別の事柄である。

集合目標の存在を無視した共同価値のみによる集合体概念のこのような規定が、何ゆえにさらに、集合目標の存在が不可欠であると説明した集合体概念の規定の注として挙げられているかの理由は、明らかでない。しかし以上の解釈を前提とするかぎり、パーソンズの集合体概念の規定にはすでに、内容の異なる二つのものがあるといわざるをえない。しかもこの二種の集合体概念の規定は、これまでに問題にしてきた、『行為の一般理論を旨として』のなかの論文第四章のうちで繰り返かえされているだけでなく、パーソンズのそれ以後の著書のうちにも、ほぼ同じ形で保存されている。わたくしはこのことを明らかにするために、集合目標の存在を集合体に不可欠とみる集合体概念の規定を、パーソンズにおける集合体概念の第一の規定とよび、集合目標の有無をはなれて、共同価値の存在のみによって集合体を定義するかれの集合体概念の規定を、第二の規定とよんでおきたいと思う。

(二)

そこでまず、『行為の一般理論を旨として』のなかの論文第四章についていえば、第一の規定に属するものとしては、「一つのカルテルの諸成員は、たんに相互に依存しあうだけでなく、分有された集合目標と一致的行為 (concerted action) とをともなって、一つの集合体を構成している」という文があり、⁷⁾ 第二の規定に属するものとし

ては、「集合体は、その成員の連帯によって特徴づけられるという点で、これら二種の複数体とは区別される。連帯は、分有された価値志向の制度化ということとその特徴としている」という文がある。⁸⁾ 始めの文にある「一致的行為」は、集合目標の実現のために行なわれる相互作用的行為のことで、これはこの小論の最初に述べた集合体概念の規定において、*action in concert* と呼ばれているものと等しく、したがって「(+)共同の価値志向によって支配されるとともに、(-)共同の価値が動機づけにしたがって行為のうちに統合されている一致的行為の体系、または下位体系は、集合体である」といわれている場合にも、⁹⁾ 一致的行為の存在はただちに集合目標の存在を意味し、この定義も、集合目標の存在を集合体の条件とみる集合体概念の第一の規定に属している。また上記の後の文に、分有された価値志向の制度化されたものは連帯であるとあって、この関係から、後で別の著書について例示するように、集合体は共同価値と連帯の二つの存在によって説明されるほか、共同価値をはぶいて連帯のみの存在によって説明されることがある。しかしこれらの規定の場合、集合目標の存在の指摘のないことはつねに同じであり、この種の規定はいずれも、さきに指摘したパーソンズによる集合体概念の規定の、第二の立場にたっている。

(三)

以上のように見れば、二種あるといったパーソンズの集合体概念の規定が、『行為の一般理論を旨して』のなかの同じ章のうちで繰り返されているというわれわれの主張が、牽強付会の言でないことが分るであろう。しかもこの二つの集合体概念の規定は、既述のようにパーソンズの他の著書のうちにも見いだせる。そこで定義的な形で述べられているものを中心にその例をあげれば、『政治と社会構造』のなかに、「集合体は、目標の達成が優位をもつ構造的要素の型である」とあるのや、¹⁰⁾ 「問題の集合体は、集合目標ないしは集合目標の体系の達成を志向する、複数個人の整序された行為をふくむ何らかの体系であろう」とあるのは、¹¹⁾ 第一の規定の系統に属するものであり、またスメルサーとの共著である『経済と

社会』のなかに、「集合体は、一致した行為を行ないうるという特徴をもつ社会体系の特殊な型であって、これは特定の、しかも通常は明示されている諸目標を達成するために、その集合体の諸手段が動員されるということを意味している」とあるのも、¹²⁾ 同じ種類の規定である。

パーソンズは、医者と患者が一つの集合体を構成するという主張を、上記の『経済と社会』その他の著書で繰り返しているが、その理由としてかれが挙げているのは、医療が医者と患者にとっての共同目標 (*common goal*) であるということであった。すなわち医者による患者の治療は、医者だけが単独で追求する目標ではなく、医者と患者がその協働をととして、相共に達成をもとめる一つの目標であり、それゆえにこのような目標をもつ医者と患者は、当然に一つの集合体を構成するというのである。¹³⁾ もっとも、これは集合体の定義ではなくて、集合体の一つの特例として挙げられているものに過ぎないが、とにかくパーソンズのこの説明が、前記の集合体概念の基礎の上に行なわれていることはいうまでもなく、しかもかれは医者と患者の関係についての上述の主張を、個人的関心のみにもとづく取引や商品市場の関係と対比させることによって、¹⁴⁾ より明瞭にしようとした。

ところが他方、『行為の一般理論を旨して』と同じ年に出されたパーソンズの『社会体系』をみると、「義務の遂行に対する責任感をともなうそのような共同価値の型の分有は、相互に共同価値を志向する人々の間に連帯をつくり出し、当該行為者たちは、それらの価値の適合する範囲内で集合体を構成する」という文と、¹⁵⁾ 「成員がある行為を、体系そのものの統合のために要求されているものとして規定すると同時に、他の行為をその統合と両立しないものとして規定し、その結果、裁定 (*sanction*) がこれらの規定をめぐって組織化されるようになるのは、行為体系がこの意味の連帯を内にふくむときだけで、このような体系は集合体とよばれる」という文があって、¹⁶⁾ 集合目標の存在についての指摘は、どちらにもなく、集合体の概念を規定するための本質的要素としては、ただ共同価値や、それと結びつく連帯または統合の存在だけが取りあげられている。これ

は明らかにわれわれのいう、パーソンズにおける集合体概念の第二の規定の系統に属するもので、パーソンズは『社会体系』の索引のなかで、この二つの文を「集合体の定義」であるといっているが、¹⁷⁾ かれ自身によって集合体の定義と明記されている集合体概念の規定は、同書のなかにはこれ以外には見いだせない。

このように、わたくしがパーソンズについて指摘した集合体概念の二つの規定は、始めにあげた『行為の一般理論を旨として』だけでなく、それ以外のかれの著書にも見られる。が、そのうちパーソンズ自身が集合体の定義とよんだ、共同価値とそれにもとづく連帯の存在による集合体概念の規定は、後で詳しく述べるようにマートンが、パーソンズの集合体概念の規定として利用しているもので、マートンはわたくしのいうパーソンズの第二の集合体の概念だけをとり、パーソンズの集合体の概念であるといっているのである。

しかしここで興味があるのは、共同価値とそれにもとづく連帯の存在によって集合体を規定した同じ『社会体系』のなかで、パーソンズが、集合目標という言葉を使わないにもかかわらず、それと同じ性質と機能をもつと思われる目標の存在を集合体について指摘し、しかもそのような内容のもとの解される集合体について、集合体の分類を試みているということである。「持続的な一致した行為への志向において、表現的関心の優越する集合体はゲマインシャフト (Gemeinschaft) とよばれ、手段的関心の優越する集合体は、上に述べた意味の組織体 (organization) とよばれる」と記されているのがそれで、¹⁸⁾ ここで表現的関心の優越といわれているのは、別の言葉でいえば、表現的相互作用の手段的相互作用に対する優越のことであり、手段的関心の優越といわれているのは、同じく別の言葉でいえば、手段的相互作用の表現的相互作用に対する優越のことであるが、文中に「上に述べた」とある別の説明によれば、組織体は、協働目標 (cooperative goal) を追求するための手段として行なわれる相互作用の体系のことである。それならば、手段としての相互作用をとおして達成の求められる目標が、協働的と呼ばれるのはどのような場合であろうか。それは相互作用が、一つの目標を実現するために営まれる

人々の貢献をその機能としてもつ場合である。パーソンズ自身の言葉でいえば、協働は、その成果が一つの単位として交換の過程に入りうるような単位であるという仕方で行なわれる活動、または貢献の絡みあいを意味する。そして協働活動の機能過程に対する命令は、協働目標や、一つの単位としての成果や、協働活動の体系のもつそれ以外の種々の特徴などの性質にしたがって異なってくる。しかしそれらの命令は、「交換関係の体系」に課せられるものよりもつねに厳格であり、このような協働活動の体系が組織体である。¹⁹⁾

ところで、上記の説明の終りに交換関係の体系とあるのは、「目標志向の相互性」に規定された手段的相互作用の体系、すなわち他者の行為が自己の目標達成の手段となり、逆に自己の行為が他者の目標達成の手段として働くような相互作用の体系のことで、²⁰⁾ 取引きや商品市場の関係などもふくみ、これらの場合の目標やそれに対する志向は、関係当事者それぞれのもつ私的のものとして自他の双方にわかれ、組織体に見られるような複数の人によって一つのものとして志向される目標がここにはなく、またその目標の達成には、貢献の意味をもちつつ協働的にはたらく相互作用もない。したがって交換関係の体系と組織体の違いは、手段的相互作用の有無の違いではなくて、それを規定し、それによって達成の求められる目標の性質の違いであり、そしてその場合に組織体に見られるのは、すべての人の相互作用が、貢献の機能をいとなむ協働的活動として集中的にそれに向けられる目標、すなわち協働目標である。もしそうであれば、ここで協働目標といわれているものが、パーソンズによって別の場合に集合目標と呼ばれているものと、同じ性質のものであることは明らかであろう。この意味で組織体は、集合目標の達成のための相互作用の体系であるといわれた、その集合体である。

ただ上の説明について注意したいのは、集合体の分類において手段的相互作用が表現的相互作用に優越するといわれた組織体としての集合体が、ここでは手段的相互作用のみの体系として説明されているにもかかわらず、ゲマインシャフトは表現的相互作用が手段的相互作用に優越する集合体とだけ説明されて、表現的相互作用のみから成る

ゲメインシャフトとしての集合体が考えられていないことである。パーソンズはすでに『行為の一般理論をめぐって』のなかで、ある目標が手段的に追求されるということは人間行為の本質に固有のことであるが、しかしそれは最少限の直接的即時的な欲求の充足、すなわち表現的作用を必要とするといひ、この考えにもとづいて、手段的相互作用の体系と表現的相互作用の体系の二つが、もろもろの社会的役割から成る同一の体系内で絡みあっていると述べた。²¹⁾ とすれば『社会体系』に示された集合体の前記の分類が、上の考えの延長線上で行なわれたものであることは疑いない。

それならばパーソンズが、手段的相互作用だけがあって表現的相互作用のない組織体を考えながら、表現的相互作用だけがあって手段的相互作用のないゲメインシャフトを考えないのは何ゆえであろうか。手段的相互作用と表現的相互作用がつねにさまざまな割合で絡みあうという観点からすれば、表現的相互作用のない組織体を考えることは、いわば理想型としての組織体を考えることであるが、組織体についてこのような理想型を考えるのは、理想型として考えられた組織体も依然として、集合体としての資格を失わないと見られているからであろう。とすればゲメインシャフトについて、手段的相互作用のない理想型としてのゲメインシャフトが考えられていないのは、恐らく、そのようなゲメインシャフトの成立を想像することが現実の問題として困難であるか、またはそのようなものを想像することが仮りにできたとしても、それはもはや集合体としての性質を失うという考えがあるからに相違ない。²²⁾ つまり集合体は、集合目標と手段的相互作用があるだけでも成立するが、表現的相互作用だけがあっても集合体は成立しない。集合体が集合体であるためには、表現的相互作用が優越する場合でも、何ほどかの集合目標と手段的相互作用とを必要とし、何ほどかの集合目標と手段的相互作用とがあることによって始めて集合体となる。いいかえれば、手段的相互作用とそれを規定する集合目標の存在することが、集合体が集合体であるための条件である。このことは『行為の一般理論をめぐって』のなかでパーソンズが、既述のように、ある目標を手段的に追求することを人間の行為に本質的のも

のとして挙げ、この前提のもとで、表現的作用がこれと絡みあうと述べていることから明らかであろう。集合体にとって不可欠の要素は、集合目標とそれを達成するための手段的相互作用であって、集合目標の達成に直接の関係をもたない表現的相互作用は、これに比べれば単に附随的要素としてあるに過ぎない。ただそれにもかかわらず原則として、手段的相互作用と表現的相互作用とは絡みあい、しかもその絡みあいに種々の割合があるために、それを形態的に区別する便宜の方法としてパーソンズは、手段的相互作用の優越するものを組織体とよび、表現的相互作用の優越するものをゲメインシャフトと呼んだのである。これが恐らく集合体の分類を考えるときに、パーソンズが暗に前提としていた集合体の概念であって、この概念は『社会体系』のなかで集合体の定義とされているものとは喰いちがうが、その代りにそれは、わたくしがパーソンズにおける集合体の第一の概念としたものとは完全に一致するのである。そしてこのことは疑いもなく、『行為の一般理論をめぐって』のなかで見たのと同じ二種類の集合体の概念が、『社会体系』のうちにもあるということの意味している。

(四)

以上においてわたくしは、パーソンズに内容の異なる集合体概念の規定のあることを明らかにしたが、かれにはさらに集合体概念の第三の規定として、それを単に相互作用の体系とみる立場がある。『社会の諸理論』のなかのかれの文に、「二人の参加者の相互作用によって作られる体系は、それが共同の規範的文化を有し、それへの参加がこれら二人のみのもので、その他の人々のものでないことによって区別される場合、集合体である」とあり、また「役割遂行者たちのこのような相互作用の体系は、その相互作用が、共同の価値と共同の価値の裁定をうける規範とにしたがって規制されるかぎり、集合体である」とあるのがそれであり、²³⁾ さらに『現代社会における構造と過程』のなかで、「集合体は、役割のうちにおいて相互に作用しあう、複数個人の具体的体系である」とあるのもそれであって、²⁴⁾ 最後の文には共同価値や規範のことが述べられていないが、パ

ーソンの役割は、価値や規範によって規制された、個人の行動の複合であると考えられているから、²⁵⁾ 上の三つの文はいずれも、共同の価値とそれに依存する相互作用の体系の存在によって、集合体を定義したものであるとよい。

しかしすでにたびたび述べたように、パーソンズは、かれが相互作用の二種類とみる、集合目標を達成するための相互作用と個人目標を達成するための相互作用の二つが、共同価値の規制を受けてともに体系化することを認めており、とくに個人目標を達成するための相互作用については、しばしば、交換や取引や商品市場の関係をその例として取りあげ、しかもこれらの関係が、利害の葛藤を伴いながらも共同価値の規制のもとにあって、社会体系を構成していることを繰り返して指摘した。²⁶⁾ もしそうであれば、パーソンズが集合体を、共同価値に規制された相互作用の体系であると規定するとき、その集合体のうちには当然に上に述べた二種の相互作用の体系がふくまれ、したがってこの場合の集合体は、社会体系そのものの同義語とならねばならない。しかしこの規定は、集合目標を達成するための相互作用の体系を集合体とよび、その意味で集合体は社会体系の特殊な型であり、また社会体系が一般的な概念であるのに対して、集合体は特殊な概念であるといった、パーソンズの既述の見解に反する。わたくしは前に、集合目標の存在によって集合体を定義したパーソンズが、同じ集合体を何ゆえにまた共同価値の分有や、それにもとづく連帯によって定義したか明らかでないと述べたが、その集合体を何ゆえさらに、相互作用一般、すなわち集合目標を達成するための相互作用と、個人目標を達成するための相互作用を同時にふくむような性質のものによって定義しようとしたかの理由も、明らかでない。が、とにかくきき挙げた文をみれば、パーソンズに、共同価値とそれに規制される相互作用の体系の存在を規準にした、集合体の概念のあることは疑いがなく、これを加えることによってかれの集合体の概念のうちには、内容の異なる三つのもので並び存することになる。

(五)

なお、パーソンズの集合体概念の規定に三つあ

るというわれわれの主張と関連して最後に附けくわえておきたいのは、マートンが集団概念の規定において集団と集合体とを区別し、集合体が共同の価値、または一団の社会規範を分有することによって連帯感をもつ人々であるのに対して、集団はそのような人々がさらに相互作用をいとなむところに始めて生まれると述べた後で、かれと同じこのような集合体の概念をとる者の一人として、パーソンズを挙げていることである。²⁷⁾ マートンがその証拠にしているのは、『社会体系』のなかの二つの個所であるが、その第一の個所はわたくしが前に、パーソンズの「集合体の定義」として引用した二つの文の一つのある個所であり、第二の個所は、もう一つの文のあるちょうどその個所でないにもかかわらず、パーソンズによって、それとの内容的な関連の指摘されている個所である。²⁸⁾ したがってマートンの上記の解釈は、パーソンズのいうかれの「集合体の定義」を根拠にしたものであるといってもよく、これを見ると、パーソンズに、集合体を共同価値の分有と、それにもとづく連帯の存在によって規定する立場があるというわれわれのこれまでの主張が、われわれだけの独断でないことが分るのであろう。しかもマートンはこの立場を、パーソンズによる集合体概念の規定の唯一のものとして見て、わたくしが第一および第三の規定とよんでそれと区別したものは、まったく問題にしていない。したがってわれわれの見方からすれば、マートンが、共同価値を分有すると同時に相互作用の体系を実現している人々を集団とよんで、共同価値を分有するに過ぎない集合体と区別するのに反して、パーソンズにおいては、共同価値を分有するだけの人々が集合体であるばかりでなく、共同価値を分有するとともに相互作用の体系を実現している人々も集合体であり、さらにその相互作用の体系が集合目標の達成を機能としてもつ場合にも、それは集合体であって、パーソンズの集合体はマートンの指摘とはちがって三様に解釈され、しかもパーソンズには、集合体と区別される集団の明瞭な観念がない。

もっとも、パーソンズも集団という言葉を使っている。しかしその使用が稀れな上に、概念内容についての詳しい説明もない。その理由は明らかでないが、恐らくこれはパーソンズが、集団と

ふつう呼ばれているもののなかに、社会体系的な性質をもつ部分とそうでない部分とが含まれていることを認め、そのためにこのようなものを、そのままではかれの社会理論の対象にすることが、できないと考えたからであろう。パーソンズが、「集合体は決して参加する個人的行為者のすべての行為によって構成されるのではなく、かれらの行為の特殊な一定した部分、たとえば役割の特定の体系内にあるかれらの行為……によって構成される」といったのは、²⁹⁾ 多分その意味である。かれに必要なのは集団生活のこのような側面だけで、これまでに問題にしたかれの集合体概念の三つの規定も、そのような側面との関連において行なわれたと見てよい。したがってパーソンズのつかう集団という言葉は、厳密な意味の学術用語と解してはならないと思う。が、いずれにせよ、ここでのわたくしの興味は、パーソンズが集団をどのように解し、またそれと集合体とをどのように区別しているかではなく、ただかれの明らかにしようとしたのが、かれによって集合体と呼ばれているものの特質であるということと、その特質の規定が三様に行なわれているということの、事実としての確認である。

わたくしは以上の小論において、パーソンズの集合体概念の規定に少なくとも、三つあることを明らかにした。かれの定義的説明を忠実に取りあげるかぎり、かく解するほかはない。前にもいったように、わたくしはかつてパーソンズの集合体を集団に近いものと見て、かれを集団概念の規定における共同関係説の立場にある者と述べたことがあるが、その時わたくしが念頭に置いていたのは、実は集合目標の存在を集合体の本質的要件とみるかれの第一の集合体の概念であった。これはいうまでもなく、この概念規定による集合体が、集合体とよぶのに最もふさわしい内容をもっていると考えた結果である。³⁰⁾ しかしどの見解をとるにせよ、一つの理論体系内にある集合体の概念は一つに限らるべきで、それに三つあるというのは論理の矛盾である。パーソンズには、用語の意味の不正確なものやその説明の不十分なものがいくつもあり、また用語の使い方にも不用意と思われるものがあって、かれの理論体系そのものの複

雑さということの他に、このようなこともかれの主張の論理的脈絡を分りにくいものにする一因となっている。集合体という言葉はその一つであるが、ここでとくにそれを取りあげたのは、パーソンズの社会理論において占めるその重要性のためと、わたくし自身の集団論との関連におけるわたくし個人の理論的興味のためである。

(註)

- 1) 拙著、集団の一般理論、1971、67ページ以下。
- 2) Parsons and Shils (eds.), *Toward a General Theory of Action*, 1951, p. 192.
- 3) *Ibid.*, pp. 23, 26, 105, 195; Parsons, *The Social System*, 1951, p. 25; Parsons and Smelser, *Economy and Society*, 1956, pp. 8, 14; Parsons, *Sociological Theory and Modern Society*, 1967, p. 141.
- 4) Parsons and Smelser, *op. cit.*, pp. 14, 15.
- 5) Parsons and Shils (eds.), *op. cit.*, p. 192.
- 6) *Ibid.*, pp. 25, 174; Parsons and others (eds.) *Theories of Society*, 1961, p. 37; Parsons, *Social Structure and Personality*, 1964, p. 21.
- 7) Parsons and Shils (eds.), *op. cit.*, p. 195.
- 8) *Ibid.*, p. 193. パーソンズが集合体と異なるといっている複数体の一つは、年齢、性、あるいは教育というような、何らかの属性を共通にするに過ぎない人々、すなわちふつう社会的部類と呼ばれているものであり、他の一つは、たんに生態学的に相互に依存しあっているだけの人々、たとえば理想的に完全な競争市場に参加しているような多数の人々をさす。
- 9) *Ibid.*, p. 203.
- 10) Parsons, *Politics and Social Structure*, 1968, p. 37.
- 11) *Ibid.*, p. 318.
- 12) Parsons and Smelser, *op. cit.*, p. 15.
- 13) *Ibid.*, p. 152; Parsons and Bales (eds.), *Family, Socialization and Interaction Process*, 1955, pp. 142-143; Parsons, *Social Structure and Personality*, pp. 337, 338, 341. ここで共同目標といわれているものが、集合目標であることはいうまでもなからう。パーソンズは他の個所でも、共同目標という言葉を使っているが(Parsons, *The Social System*, p. 74), *collective* という言葉と *common* という言葉のかれによる同視は、集合関

- 心という言葉と共同関心という言葉の代替使用にもみられる (Ibid., pp. 60, 61)。
- 14) Parsons and Bales (eds.), op. cit., pp. 142-143; Parsons, *Social Structure and Personality*, pp. 339-340.
- 15) Parsons, *The Social System*, p. 41.
- 16) Ibid., p. 97.
- 17) パーソンズはわたくしの引用したかれの二つの文を、「集合体の定義」として『社会体系』の索引のなかで挙げているわけではない。かれが挙げているのはページ数だけで、わたくしはそれらのページのうちにある、最も定義らしい箇所だけをとって「定義」として引用した。
- 18) Parsons, op. cit., p. 100. パーソンズは表現的関心の優越する集合体については、適当な言葉がないので *Gemeinschaft* という言葉を使うと知っているが、この言葉がテンニースから取られたものであることは、疑いがないと思う。
- 19) Ibid., p. 72.
- 20) Ibid., p. 70.
- 21) Parsons and Shils (eds.), op. cit., pp. 209-210.
- 22) パーソンズのいう表現的相互作用はもともと、相互志向的にはたらく人々相互の愛や依着の関係であって、集合志向的な性格をもたない。もっともかれは、人々相互の愛や依着が集合体に対する共同感情に転化することを認めているが (Parsons, op. cit., pp. 75-76, 77-78), この転化はただ集合体の存在を前提としておこり、これを離れては成立の余地がない。
- 23) Parsons and others (eds.), op. cit., p. 42.
- 24) Parsons, *Structure and Process in Modern Societies*, 1961, p. 171.
- 25) Parsons and others (eds.), op. cit., p. 42.
- 26) Parsons, *The Social System*, p. 70; Parsons and Bales (eds.), op. cit., p. 143; Parsons and Smelser, op. cit., pp. 109, 110; Parsons, *Social Structure and Personality*, pp. 343-344.
- 27) Merton, *Social Theory and Social Structure*, Revised and enlarged ed., 1957, p. 299.
- 28) 「集合体の定義」のある箇所としてパーソンズの挙げているのは、『社会体系』の41ページと 97-98ページであり、マートンの問題にしているのは同書の41ページと 77-78ページであって、後のページについては、集合体の定義であるというパーソンズの指摘はない。しかしパーソンズは77ページの注で、
- 96ページ以下、すなわちかれによって集合体の定義の一つとされている個所の参照を求めている。
- 29) Parsons and Shils (eds.), op. cit., p. 57.
- 30) 集合体は、この言葉の構造から判断して、集合性をもっと同時に、その集合性を、内と外とに明瞭に示しうような人々の関係であることが必要であると思われるが、わたくしがここで集合目標をもつ人人の関係を重視するのは、集合目標を達成するための行為を一致的行為とよんだパーソンズが、それをさらに「集合的行為」(collective action)とも呼んでいることから分るように (Parsons, *The Social System*, p. 100; *Sociological Theory and Modern Society*, p. 300; *Politics and Social Structure*, p. 355), 集合目標のあるところには通常、目標の集合性とともに行為の集合性があると考えられるため、わたくしは一貫性と、明瞭な境界とをとまないつつ働くこれらの集合性のうちに、つよい集合的關係の反映を認めようとするのである。
- しかし厳密に言えば、集合目標といわれるものは客観的にはどこにもなく、それはただ、同じ目標にむける人々の関心が集合的であるところのみ生まれ、その規定をうけて始めて集合性をもつ行為がいとなまれる。したがって集合体に集合目標が不可欠であるという場合にも、集合体を集合体とする究極の因子は、実現の求められる目標を集合的のものとして捉えさせる、その目標に対する人々の関心志向の集合事実であろう。これはわたくしのいう、目標志向の共同を問題とするに等しい。そしてこの意味では、集合目標を直接の所与として出発する集合体の説明は、集合体の本質規定としては、なお不徹底であるといえることができる。